

## 公立大学法人大阪測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

### (目的)

第1条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、公立大学法人大阪契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第9条の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 契約規程に基づく予定価格に110分の100を乗じて得た額とする。
- (2) 予定価格算出基礎額 予定価格の算出の基礎となる金額をいい、次条第1項に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる割合を乗じない額の合計額を端数処理（第5条に規定する端数処理をいう。以下同じ。）した額とする。
- (3) 最低制限価格 契約規程に基づく最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。
- (4) 最低制限価格算出基礎額 最低制限価格の算出の基礎となる金額をいう。

### (最低制限価格算出基礎額の算出)

第3条 最低制限価格算出基礎額は、次に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合計額とする。

ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の8（測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合においては予定価格算出基礎額に10分の8（測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額とする。

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる場合は、予定価格算出基礎額に10分の6から10分の8（測量業務にあつては、10分の6から10分の8.2、地質調査業務にあつては、3分の2から10分の8.5）までの範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

（最低制限価格の算出）

第4条 最低制限価格は、前条第1項本文に規定する最低制限価格算出基礎額を端数処理して算出した額に、0.9975 から 1.0025 までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、無作為に選択した数値を乗じること（以下「ランダム係数処理」という。）により得た額を端数処理した額とする。

2 予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額を端数処理した額（以下「下限値」という。）が、前項に規定するランダム係数処理によって変動し得る算出額の最大値と最小値の間にある場合は、同項の規定にかかわらず、下

限值に1から1.0050までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、ランダム係数処理により得た額を端数処理した額とする。

- 3 予定価格算出基礎額に10分の8（測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5）を乗じて得た額を端数処理した額（以下「上限値」という。）が、第1項に規定するランダム係数処理によって変動し得る算出額の最大値と最小値の間にある場合は、同項の規定にかかわらず、上限値に0.9950から1までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、ランダム係数処理により得た額を端数処理した額とする。

（端数処理）

第5条 第2条及び前条に掲げる端数処理は、千円未満を切り捨てることにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の「予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額」の端数処理を行う場合は、千円未満を切り上げることにより行う。

（ランダム係数処理の実施方法）

第6条 ランダム係数処理は、最低制限価格算出表に設定されている数式により無作為に乱数を発生させて行うものとする。

（入札参加業者への周知）

第7条 この基準が適用される入札に際しては、入札公告において、入札参加業者に対して最低制限価格を設定している旨を通知する。

（その他）

第8条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難い事項については、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年11月1日より施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。